

信濃教育会と信州大学教育学部との連携に関する協定書

信濃教育会（以下「甲」という。）と信州大学教育学部（以下「乙」という。）は、長野県内の教育の発展に資することについて相互に連携・協力するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長野県内の学校において次代を担う児童生徒に必要な力をつける「学び」が実現するよう、甲と乙が相互の連携のもと、長野県内の学校における授業改善と、教職員の職能向上及び教員養成の改善を進め、長野県教育の充実に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して協力する。

- (1) 甲と乙が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 甲と乙が行う県内学校教職員の研修事業に関すること。
- (3) 県内の教員志望者数増への取組に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) 学生の教育に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携推進会議を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和11年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 信濃教育会 会長

大日方貞一

乙 信州大学教育学部長

西 一 夫